



令和3年度 住民税（市民税・都民税）の申告・相談

令和2年分 所得税などの確定申告 仮受付・相談

問合せ 課税課市民税係☎189

受付期間 **2月16日(火)～3月15日(月)** (土・日曜日、祝日を除く※)
受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時
受付会場 市役所東庁舎4階大会議室

○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、住民税（市民税・都民税）申告および確定申告は、会場ではなく、**郵送**などを利用して申告してください。

重要

- 確定申告は、年金および給与所得者のみ受け付けます。
- 営業や不動産所得などの相談受付はしません。青梅税務署または「税理士による無料申告相談（2月4日（休）～15日（月）会場：羽村市役所）」を利用してください。
- 国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者は、昨年中の収入がなかった場合でも必ず申告してください。
- 同居していても、住民票上世帯が別になっている場合は、扶養されなくても申告が必要です。
- 住民税（市民税・都民税）の申告のみ、土曜開庁日は1階課税課の窓口で受け付けます。



▲確定申告について



▲e-Taxについて

必要な書類など

住民税（市民税・都民税）の申告相談、確定申告の際に必要な書類など

- ①申告書（事前に届いている方）・印鑑（ゴム印以外、認印可）
- ※市民税・都民税申告書は2月8日（月）に対象者に発送予定です。
- ※市民税・都民税申告書には「申告者氏名」「電話番号」欄のみ記入し、押印してください。
- ※確定申告書などの用紙は、市からは送付していません。青梅税務署に問い合わせてください。
- ②給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書など、収入が明らかになる資料
- ③年金を受給している方は、公的年金などの源泉徴収票
- ④マイナンバーカード、または住所・氏名が住民票と一致している通知カードなどの番号確認書類と運転免許証などの身元確認書類（確定申告の場合は写しの提出が必要）
- ⑤令和元年分の確定申告書の控え
- ⑥所得税などの還付の場合は、金融機関の通帳など口座番号のわかるもの
- ⑦各控除を受ける場合
国民年金保険料などの控除証明書

提出方法

住民税（市民税・都民税）申告は郵送で

申告書に署名、押印し、「配偶者・扶養親族に関する控除」や「本人該当」、令和2年中に収入のなかった方は裏面の「7.収入（所得）のなかった方へ」などの必要事項を記入のうえ、必要書類を同封して郵送してください。

※書類が同封してあれば、金額は記載しなくて結構です。

※申告書の控えに受付印が必要な方は、「住所、氏名」を記入した返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

送付先 〒205-8601（所在地記載不要） 羽村市課税課市民税係 宛

確定申告（所得税などの国税の申告）は電子申告や郵送などで

次の(1)～(3)のいずれかの方法での申告にご協力ください。

(1) e-Tax（電子申告）を利用
パソコンやスマートフォンで、国税庁ウェブページ「確定申告書等作成コーナー」を利用し、作成した確定申告書な

どをインターネットで送信するもので、「マイナンバーカード方式」と「ID・パスワード方式」の2つの方式があります。

※ID・パスワードは最寄りの税務署で取得できます。



▲e-Taxに関する動画

(2) 郵送 青梅税務署へ郵送してください。
送付先 〒198-8530 青梅市東青梅4-13-4 青梅税務署 宛
※税務署での還付申告はすでに受け付けが始まっています。

(3) 「提出用ポスト」を利用
申告期間中に「作成済み確定申告書」提出用ポストを市役所に設置します。「住所、氏名」を記入した封筒に確定申告書を入れて、投函してください。

設置場所 市役所1階市民ホール・4階申告会場

※(2)(3)で申告書の控えなどの返却を希望する場合は、その旨と「住所、氏名」を記入した返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

確定申告についての問合せ 東京国税局電話相談センター ☎0428-22-3185（自動音声に従って「1」を選択してください）



▲1階市民ホールに設置する「提出用ポスト」

申告は3月15日(月)まで！

期限までに申告がないと、令和3年度の課税・非課税証明書が発行できなかったり、当初にお送りする納税通知書などに、申告内容の反映が間に合わなかったりする場合がありますので、ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症 拡大防止対策へのお願

○市役所や税務署に来庁する際は、マスクを着用してください。また、**開庁時間前に庁舎外で並ばないでください。**

○会場の混雑緩和のため、できる限り少人数で来庁してください。

○来庁の際は筆記用具・電卓などは、なるべく持参してください。

住民税（市民税・都民税）申告が
必要か確認
できます



▲市申告フローチャート